

かわべ

議会だより



平成27年2月5日

第142号



第1保育所クリスマス会（12月24日）

26年第4回定例会 全11案件を審議

条例4件・予算4件などを可決
11月25日には臨時議会を開催

目次

- ・ 26年第4回定例会……………2
- ・ 26年第2回臨時会……………2
- ・ 議案ピックアップ……………3
- ・ 委員会審査……………4
- ・ 審議結果一覧……………5
- ・ 議員レポート……………6
- ・ 議会日誌……………6
- ・ 一般質問……………7
- ・ 編集後記……………16

子ども・子育て支援に新たな制度

- 子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定子ども園法、子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法）が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。町では、新たな制度に対応するため、条例を制定しました。関係する条例の主な内容は次のとおりです。
- ① 市町村の認可事業となる家庭的保育事業等について、条例で人員、設備および運営に関する基準を定めました。
 - ② 市町村の給付対象施設となる特定教育・保育施設について条例で人員、設備および運営に関する基準を定めました。
 - ③ 児童福祉法の改正により、条例で放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定めました。



（川辺第一保育所）

12月10日～19日

第四回定例会を開会

子ども・子育て支援の新たな条例を制定 保育事業、放課後児童健全育成事業の施設・運営基準を定める

平成26年第4回定例会が、12月10日から19日の会期で開催されました。子ども・子育て関連3法が成立したことに伴い、子ども・子育て支援の新たな制度に対応するため、施設や運営に関する基準を定める条例3件を可決したほか、国民健康保険条例の一部改正、補正予算案件4件を可決しました。また追加案件として提出された「手話言語法制定を求める意見書」を全会一致で可決しました。

臨時議会を開会

人事院勧告を受けて給与等を改正

11月25日に臨時議会が開会されました。専決した平成26年度一般会計補正予算を承認したほか、人事院勧告を受けて職員の給与、議会議員、町長の期末手当の改定、児童扶養手当法の一部改正に伴う消防団員等の公務災害補償条例の改正、一般会計ほか3件の特別会計補正予算が可決されました。

予算の補正

人事院勧告に従って給与等の改定が行われたため、一般会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計予算の補正を行いました。

川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

平成26年人事院勧告に従い関係条例の一部改正を行いました。

- ① 川辺町職員の給与に関する条例
- ② 川辺町議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例
- ③ 川辺町長の給与に関する条例

以上の3条例について、公務員給与が民間給与を下回っていることが明らかになったため、初任給を中心に若年層に限定した俸給表の改定を行いました。

また、民間とのボーナス支給割合の比較により、期末手当、勤勉手当について引き上げを行いました。

川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

児童扶養手当法が改正されたため、消防団員等の公務災害補償について規定しているこの条例の中で、法律条文を引用している部分について条文ずれが生じました。

このため、関係条文を整理する改正を行いました。

議案ピックアップ

国民健康保険条例の改正

【出産育児一時金を改正】

健康保険法施行令において出産育児一時金のうち、産科医療補償掛金加算分が減額されたことに伴い、総支給額42万円に変更がないように基本額部分の増額改正が行われました。

- ・基本額部分の改正
改正前 39万円
改正後 40万4千円
平成27年1月1日施行

子ども・子育て支援関係の条例

【子ども・子育て関連3法成立に伴い条例を制定】

- ・川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ・川辺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

保育所や放課後児童クラブなど、子育て関係の施設・運営について、基準を定めました。

各会計補正予算

一般会計ほか特別会計において、26年度の決算見込みを基に予算の補正が行われました。

【一般会計補正予算（第4号）の主な内容】

（歳出）

- ・庁舎会議室改修工事設計業務委託料（2,400千円）
- ・町道維持管理工事設計委託料（▲5,846千円）
- ・県営ため池等整備事業負担金（▲4,241千円）
- ・国民健康保険事業特別会計繰出金（5,323千円）
- ・下水道事業特別会計繰出金（▲1,474千円）など

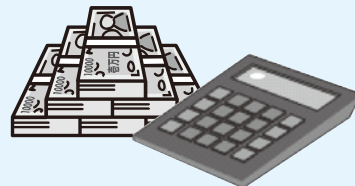
これらの補正の財源として

（歳入）

- ・普通交付税（34,202千円）
- ・財政調整基金繰入金（▲29,319千円）
- ・社会保障・税番号制度導入補助金（▲5,459千円）
- ・地方債（▲4,700千円） など

【その他特別会計補正状況】

会 計 名	補 正 額
国民健康保険事業	69,334千円 増額
下 水 道 事 業	3,404千円 減額



議会訪問 川辺北小学校6年生が議会を傍聴

議会の最終日12月19日に川辺北小学校6年生17人が議会を傍聴しました。

最終日には、一般質問が行われ、6人の議員が行う質問と、それに答える執行部の真剣なやりとりをメモを取りながら見学しました。

児童の皆さんからは、事前に議会への質問がありました。本会議

中で議員が直接お答えする時間は作れませんでしたので後日回答書というかたちで回答させていただきました。限られた時間の中での傍聴でしたが、休憩時間には実際に議場の中に入って見学することもでき、児童の皆さんには、とてもよい経験となりました。



（川辺北小学校 議場を見学）

12月定例会初日に提案された9件の議案は総務委員会に付託され、12月15日からの日程で審査が行われました。条例案件、予算案件、その他案件について延べ40件余りの質疑応答を経て、討論および採決の結果、提案された全ての議案について全会一致で可決すべきものと決定しました。

委員会での質疑応答の主なものは次のとおりです。

委員会での主な質疑応答

【一般会計補正予算について】

Q 地方交付税が今回の補正予算で補正されている。地方交付税の額については9月ぐら

いには確定していると考え

A 地方交付税の確定額は9月では判明していない。交付額を

例年並みとして見込むことはできても、それを担保する根拠がなく、額の確定はどうしてもこの時期になるのが現状である。

Q 庁舎3階の会議室の改装に関する設計委託料が計上し

てある。災害対策本部設置を想定して会議室の壁を取り払い改装のようであるが、大規模な災害ならともかく、小規模なものなら現在の会議室などで対応できるのではない

A 災害対策に関して関係者が集まった場合の人数と設置

される機材等を考慮すると現在の会議室ではスペースが不足すると思え



(庁舎3階 会議室)

ている。災害時には通常の業務をこなしながら災害対策を行わなければならない場合が想定され、1階2階の事務室ではなく3階を使用することを選択した。また、梁や柱ではなく、主要構造でない壁を改築するもので強度的な問題はないと考えている。

Q 社会保障・税番号制度導入補助金が減額され、その分

が一般財源で増額となっている。国の補助枠が減額となったもののなか。また、もともと全額国の補助となるべき事業ではないか。

A この補助金で行う住基ネットワーク事業について、当初予定していた額が減額

されている。

【子ども・子育て関連3法成立に伴う条例制定について】

Q 川辺町特定教育・保育施設及び特定

地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中、「特別利用保育」とあるのは、どのような場合をいうのか。

A 地域型保育事業の中では3歳未満児を対象としている。

しかし、場合によっては3歳以上が保育される場合があり、そのような場合を

となったため、今回の補正に計上したものである。

もともと全額国の補助で行われる事業であったが、国で補助の基準額を定めたため、補助金の再計算を行い補正を行った。

この事業は町村の事情により基準額を上回る事業費となる場合もあると考えている。

特別利用保育としている。

Q 川辺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で、災害対策に関する部分は、

制定の際の基準として国の基準に従うということではなく、国の基準を参酌（ヒント参照）するということになっている。参酌するとした理由は、また、放課後児童クラブは現在町内に2箇所ある。今回の条例で定める基準に抵触することにはならないか。



(川辺西児童クラブ)

A 災害対策について具体的な例を明示することは難しいが、施設の建っている立地条件など、実情に合わせて基準を定めることができるよう配慮されたものであると考えている。

また、現在ある放課後児童クラブは、今回の条例の基準に抵触することにはならない。

【参酌（さんしやく）】
「参酌（さんしやく）」とは、善をとり悪をすてること。今回の改正においては、国の基準のうち採用すべきもののほかに、町独自で基準を定めることも可能とした改正となっている。

こんなことが決まりました決

平成26年12月定例会審議結果

件 名	採 決 状 況 (賛成：反対)	結 果
川辺町国民健康保険条例の一部を改正する条例	賛成 8：反対 0	可 決
川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	賛成 8：反対 0	可 決
川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定	賛成 8：反対 0	可 決
川辺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	賛成 8：反対 0	可 決
可茂広域行政事務組合規約の一部変更に関する協議について	賛成 8：反対 0	可 決
可茂広域行政事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について	賛成 8：反対 0	可 決
平成 2 6 年度川辺町一般会計補正予算（第 4 号）	賛成 8：反対 0	可 決
平成 2 6 年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	賛成 8：反対 0	可 決
平成 2 6 年度川辺町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	賛成 8：反対 0	可 決
平成 2 6 年度川辺町一般会計補正予算（第 5 号）	賛成 8：反対 0	可 決
手話言語法制定を求める意見書	賛成 8：反対 0	採 択

手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える、独自の語彙や文法体系を持つ言語である。聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段である。

平成 1 8 年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」においては、手話が言語であると明記され、国外においては憲法や法律において手話が言語である旨規定している例が見られるところである。

我が国においては、平成 2 3 年に改正された障害者基本法において、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められているとともに国・地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけているところである。

これらの理念や制度が、実際の生活に生かされるようにするため、手話が音声言語と対等な言語であることが広く国民に理解され、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向け、個別法を整備し、具体的な施策を全国で展開していくことが必要である。

よって、国におかれては「手話言語法」を制定されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日

岐阜県川辺町議会

※採択された意見書は、12月22日に
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
文部科学大臣、厚生労働大臣あてに発送しました。

議員レポート

初孫

11月後半に初孫を授かりました。最初は外孫でという思いもあり、自分としてはちょっと複雑な思いでした。しかし、娘が孫を抱いて我が家へ帰ってきたとき、見た瞬間「おーい祖父ちゃんだぞ」と声をかけてしまいました。小さな目、小さな口、小さな手、小さな足、なんて可愛いんだろう、誰でも口にする言葉で「目に入れても痛くない」ということが、こんなことなんだなと実感しました。最初の複雑な気

持ちもどこかへとんでいきました。不思議なものです。赤ちゃんの顔、そして泣き声、見ていても聞いていても飽き足らないぐらいです。ふと、自分の子供たちの時もこんな感じだったんだろうなと振り返ります。1月には、嫁ぎ先に帰っていきます。寂しくなりますが、「肌を離さず、手を離さず」見守っていきたいと思います。

(佐伯雄幸)



■ 昨年の漢字に思う ■

毎年、京都の清水寺で発表されている今年の世相を表す漢字に「税」が選ばれました。まずは、消費税率が平成26年4月に上がり、さらに27年10月には10%へ引き上げるかどうかが焦点となったことや、国会議員や県議による「政治と金」の問題が頻発し、税金の使われ方が軽視されていることなどで、多くの人の目が税に関心を集めた結果だと思っています。

税金は国民が納得できる使われ方をされるのが基本ですが、昨年の衆議院議員選挙結果では、「一強多弱」となりました。世論は一強多弱を望んでは

いなかったと思いますので、与党は「一強独裁」にならぬよう襟を正し、国民の声を反映した政治を行い安心して生活のできる社会を築いてほしいものです。

今年はひつじ年です。羊の字は「祥」という字とつながりがあり、「吉祥」「多祥」ということで、おめでたい年です。めでたく無事な一年となることをお祈りいたします。

(高木律夫)



議会日誌

26年11月～27年1月

【11月】

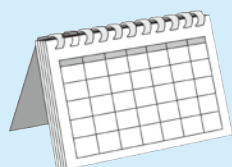
- 1日・あらたまの日地域参観日
- 6日・地方自治連絡協議会
- 7日・自衛隊レンジャー部隊激励慰問
- 8日・9日・ふれ愛まつり
- 10日・可児市議会総務委員会主催研修会
- 11日・可茂地域市町村議会議員研修会
- 12日・13日・全国町村議会議長大会
- 14日・議会行政連絡会議
- 21日・議会行政連絡会議
- 22日・JAめぐみの農業者大会
- 23日・政権与党国会議員との意見交換会

【12月】

- 1日・岐阜県議長会理事會、評議員會
- 2日・議会運営委員会
- 10日・定例会（初日）
- 15日・総務委員会
- 25日・中濃農業共済事務組合議会
- 27日・岐阜県議会事務局長會議
- 1日・岐阜県議長會理事會、評議員會
- 2日・議会運営委員会
- 10日・定例会（初日）
- 15日・総務委員会
- 25日・中濃農業共済事務組合議会
- 27日・岐阜県議会事務局長會議

【1月】

- 4日・消防出初式
- 9日・議会報編集委員会
- 10日・美濃加茂青年會議所新年式典
- 11日・成人式
- 22日・可茂地域町村行政懇話會
- 23日・加茂防衛協會新年會
- 28日・商工会新春懇談會
- 30日・地方財政対策等説明會、合同懇談會



一般質問

議員が質問
5/23に傍聴

高木律夫議員

問 川辺町の「空き家」の実態について

「空き家対策の今後は」
「空き家」については、今後においても少子高齢化が進行し更に発生する事態は避けられないと考えられます。

「空き家」は、去年10月時点でおおよそ820万戸に上っているといわれており、全国市町村においても対策は喫緊の課題として取り組まれているところです。

「空き家」の放置は、老朽化による建築資材の飛散、屋根瓦の落下などにより、人の生命財産に被害を与える恐れがあります。また周辺の環境に悪影響を及ぼし、火災・防犯・衛生面の問題や景観の弊害等さまざまな問題が生じます。「空き家」は個人、法人の資産であり所有者の適正な管理が原則であります。

「空き家」に起因する問題、紛争は当事者間において解決されるのが基本ですが、最近の実態としては、所在者不明の空き家の増加、解体に掛かる費用、更地にするこ

も、倒壊の恐れのある「空き家」に立ち入り、危険性などの調査ができませんことなど、対策を進めやすい法律となっていない。

各市町村では、空き家

さい。

管理条例を制定し、空き家所有者に指導、勧告、命令、行政代執行の措置をとる規定を設けて「問題空き家」の除去を進めています。また、町の活性化のため再利用できる空き家の売却や賃貸の仲介をする「空き家バンク」を設置している自治体もあるということ

②空き家の実態把握状況について。「空き家」の個数は何戸くらいあります。また、そのうち危険と思われる「空き家」の状況、周辺住民に迷惑をかけているかなど。

26年11月19日には「空き家特別措置法」が参議院本会議で可決、成立しました。市町村が空き家の所有者を迅速に把握できるようにすることや所有者が分からない場合で

③空き家の再利用について考えておられますか。再利用可能な「空き家」の取り組みについて、例えば、「空き家バンク」を設置し、希望される方に対し「空き家」の紹介をする。また、町として活用を検討するなど、再利用可能な空き家を

町の活性化に繋げるなど。
④住民からの苦情、要望など町に対しての申し出の状況について。

⑤「空き家管理条例」の制定で、空き家特別措置法に基づく「空き家等対策計画」素案はどのように考えておられるのか。また「特別空き家等に対する措置」についてどのように考えておられるのか。



答 私権侵害の点も考慮し慎重に素案を検討する

【参事】

空き家、廃屋などの問題につきましては、本来は所有者の適正な管理により解決されるべきものと考えます。個人の事情や金銭負担等の事情もあると思われませんが、地域全体の安全を優先し、環境保全も考慮すべきでありながら、現状は個々の事情により解決に至らない場合もあり、今後は行政として何らかの対策も必要と考えております。

空き家、廃屋などの諸問題につきましては、現時点で全国の地方自治体の17%ほどにあたる350強の自治体が、既に対策等に関する条例を制定しております。また、今国会において「空家等対策の推進に関する特別措置法」が会期末に優先審議され、衆参両院ともに全会一致で可決成立され

たことは、もはや全国的な社会問題と言わざるを得ません。

一方で、この法律審議においては、倒壊などの恐れがある危険な空き家（法律では特定空き家等）が強制撤去の対象となるため、運用次第では私権を脅かす恐れもあることから「特定空き家等」の指定は厳格で抑制的でなければならぬと指摘があったことも事実で、既に条例を制定している自治体の多くも、その運用には慎重を期しているとのこと。

「空き家の実態把握状況」については、これを目的とした調査は行っておりません。現在把握しております数値は、2006年に県内で起きたパチンコ店廃墟内の殺人事件がきっかけで、防犯上危険と思われる空き家や無人倉庫などの棟数調査をしており、当時107棟と記録しております。

「空き家の再利用」については、第5次総合計

画の基本計画にも記載しており、先進地事例なども研究し、今後「空き家バンク制度」を構築し、U・I・ターン促進、定住対策に活用する計画です。

「空き家に対する苦情、要望の状況」については、ここ数年では町内4カ所においてご指摘を受けており、うち、複数の方より繰り返しされております箇所は1件であります。対応は、現状確認のうえ、所有者にその対応を要請しておりますが、現在も解決されないのが現状です。

最後の「空き家対策計画素案等」については、策定等に向けて前向きに検討を進めていく所存ですが、検討にあたりましては、今後国から示される政令や指針などの内容を精査する必要がある、今しばらく時間を要すると考えます。

上屋 浩議員

問 女性の活躍推進について

子育て支援を充実
女性が活躍できる

川辺町に

先般、国立社会保障、人口問題研究所の推計で「2040年までに全国の896の自治体が消滅する可能性がある。」と、大変ショッキングなニュースが流れました。同時に「日本創成会議」人口減少問題検討分科



会」が立ち上げられ、検討が進められていることは、周知のごとくであります。国は輝ける女性、指導的地位30%を目標に掲げ、地方自治体にも指示が出ていると聞いております。

町長は、この輝ける女性・指導的地位30%をどのようにとらえ、アクションするかをお聞かせください。

次に少子化対策からも、女性の輝ける社会進出からも、社会全体が子育てで真つ最中の若い人たちがバック

アップすることが大切であることは周知のとおりです。我が川辺町は、以前から実施している子育て支援活動があります。第5次総合計画にも数々の支援

策が網羅されておりす。しかし、計画は誰もが認める立派なものです。何か足りません。

それは一口にいうと、実施段階にて画一的なマニュアル対応だけに終始しているからではないでしょうか。

本日は、数々ある支援策の中で、その多くを占めている保育園活動に絞って質問します。

①保護者が幼児を預けやすい環境になっておりますか。

②門は最大限開いていますか。

③手前の都合で断つてはいませんか。

④保育士の仕事量は適切ですか。

⑤保育士の産休はしっかり取られていますか。

⑥産休時、他の方に気兼ねしていませんか。

⑦その時、代役は万全ですか。

⑧保育士が、やりがいを持って楽しく働ける職場になっていますか。

⑨待遇はどうですか。安

くありませんか。

⑩保育士一人当たりの仕事量を減らし、仕事の質を高める方向へ向かうべきではないですか。

等々、必ず数点は改革すべき点があると思います。これからは保育士がNo.1になるべきだと思います。過去には魅力ある職業にスチュワーデスが1番という時代もありましたが、これからは保育士さんがNo.1です。徹底的に改革を推進させ「ボート王国かわべ」のほかにも一つ目玉商品を、この子育て支援充実を掲げようではありませんか。

国から指示・支援があつてから手を打つのは、後手に回る自治体の仲間入りです。まず自ら実績を創り、それから支援を引き出すべきだと思います。町長の思い一つで、且つ執行部の情熱があれば絶対にできると思っています。

答 女性の力を引き出し、待遇改善を検討していく

【町長】

女性の活躍推進は安倍内閣の重要課題の一つとされ、「女性活躍推進法案」が先の国会に提出されましたが、解散により廃案となりました。

法案では、国は女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定するとともに、大企業や政府・自治体などに

- ①女性採用比率
- ②勤続年数男女差
- ③労働時間の状況
- ④女性管理職比率

といった数値の公表、女性の登用拡大に向けた行動計画の策定を義務づけることとしていました。指導的地位に女性が占める割合を30%程度とする目標については、日本企業の管理職に占める女性の割合が欧米主要国に比べて大きく立ち後れている現状に鑑み提唱さ

れた目標数値であろうと思います。

働きたいという希望を持ちつつも就職できていない女性は、315万人に上るといわれます。人口減少社会の中で、持続的な成長、社会の活力を維持するためには、女性の持つ力を最大限に引き出す必要があります。妊娠や出産を理由に仕事を

辞めざるを得ない女性に對して、ライフステージに応じ柔軟な働き方が選択でき、子育てと仕事を両立させるための環境整備を進める必要があります。女性の再就職や起業に対する支援策も必要になってくるでしょう。

女性活躍担当大臣も新設されました。廃案にこそなりましたが、今回の



(保育の様子 川辺第1保育所)

法案提出により、女性が活躍し輝く社会への議論が一步深まるものと考えております。また、町としても議論の推移を注視しながら適切に対処してまいりたいと存じます。

【教育長】

平成24年8月に、子ども・子育て関連3法が成立しました。川辺町では平成27年度から着手する第5次総合計画において「誰もが安心して暮らせるまちづくり」に關し、「子どもを産み育てやすい環境づくり」「未就学児保育・子育て支援の推進」を重点施策に据えています。

保育園の体制や職員の勤務状況および子育て支援充実についてお答えします。現在、保育待機の児童はありません。

保育体制については、保護者の都合に合わせて3園で19時までの延長保育を実施しています。また、障がい児保育、一時保育も行っています。病

児や病後児の保育にあたっては、坂祝町と提携し進めています。

勤務状況については、正職員と嘱託職員に臨時職員の力を合わせた、子どもにとってきめ細かく、保育士にとって加重勤務にならないようなシフトづくりに努めています。保育士本人も子どもを産み育て、育児に関わることも大切です。年に1人2人と産休や育休を取られる方があり、みんなで祝福しています。

教育は人なりと言いますが、保育もまた人なりです。保育士の研修の充実を図り、自信をもって保育に向かい、信頼され、保護者は安心して子どもを預け、仕事に打ち込めるようにしていきたいと思っています。

保育士が川辺町の保育に魅力を感じ喜んで勤務してもらうために、出来る限りの待遇改善を図るとともに、更なる施策や体制を検討していきたいと思っています。

佐伯和昭議員

問 議会のケーブルテレビ放映はどう思われるか

情報の可視化について費用と町長の認識は、川辺町議会は、議会審議の内容を少しでも多くの町民の皆さんに知ってもらおうと、昼間、議会を傍聴できない方の便宜を図り、平成25年9月議会から、平成26年6月議会まで、議員の一般質問において夜間議会を開催しました。

結果、夜間議会の傍聴者数は25年9月議会は20名、25年12月議会は3名、26年3月議会は10名、26年6月議会は3名でありました。

結論から申し上げますと、あまり成果は出ませんでした。むしろ高齢者、女性の方からは、夜間は交通の安全や家庭の都合で参加できないなどの意見が多くあり、26年9月からは、通常の開会

(昼間)に戻しました。

もちろん、住民の皆さんの議会に対する関心が薄いことは、我々議員の責任と重く受け止めなければなりません。一般質問を含め議案などに対する審議の現状は、議員なりに真剣に取り組んでいると思います。傍聴をしていただかないと、その本当の評価もいただけません。

住民の皆さんは、自分の仕事のことや家庭、子育てなど多忙であり、また、傍聴に行きたくても来られない方もあります。



(本会議の様子)

す。以上のことから、議会の会議の状況をケーブルテレビで放映したらどうかと考えます。

最終的には、議員・議会の決断になるかとは思いますが、本会議、一般質問だけ放映すると費用は概算でどのくらいか。実際、議案の審議は総務委員会で審議されていますが、費用は1日あたりどのくらいか(委員会は、予算で3日ほど、決算審査で3日ほど、その他は1日以内)。町長は、放映することをどう思われるのか。

答 情報の可視化は使命と考えている

【企画まちづくり課長】

本会議、一般質問だけを放映する概算費用は、1会期2日間、1日6時間、生放送1回、再放送1回の想定で年間145万4千円と、CCネットから概算見積もりをいただきました。なお、中継を行うための配線工事等の初期費用については、現地調査、中継方法の検討といった細かな作業が必要となりますので、現在では概算費用を申し上げることはできません。総務委員会を放映した場合の1日あたりの費用は、総務委員会が年間10回、1日6時間、生放送1回、再放送1回の想定で、年間278万9千円の概算見積もりで、1回あたりになりますと27万9千円となります。また、生放送ということで、初期費用についても発生し

ます。

参考までに、現在実施している白川町、八百津町で、一般質問のみを生放送、再放送2回ですと、初期費用を除き1回あたり10万8千円となっております。

【町長】

私の意見としては、まず、一般質問のみを放映したかどうかと思っております。その後、この成果を踏まえ、本会議、総務委員会の放映について検討したかどうかと考えています。

このような、情報の可視化については、より多くの情報を正確に早く住民に伝えることが町の使命と認識していますが、議会の放映については、最終的には、議員の発言のとおり、議員各位・議会の決断と考えますので、ご理解をお願いし回答とします。

問 小・中学生のスマホ被害対策は

有効な対策はあるか
近年、小・中学生のラインやネット等の被害が起きています。

ラインやネット動画・ゲーム等に長時間はまる「スマホ依存」や、利用方法を間違えればグループでのいじめの原因にもなります。また、スマートフォンや携帯でのネットが原因で子ども達が、犯罪に巻き込まれる事件も増えつつあります。

教育委員会や青少年健全育成町民会議では、学校での子ども達への安全指導、保護者や町民の皆さんを対象とした研修会なども実施されていることは承知していますが、教育長に現在の考えを伺います。

子ども達のスマートフォン普及の現状をどう考えておられるのか、小学生、中学生へのスマー

トフォンの普及率もあわせて伺います。

スマートフォン(携帯電話も含めて)利用での、子ども達の健全育成・安全対策は今後どうされるのか。

保護者で、「子どもにはスマートフォンは必要ないが、うちの子もだけ持たせないのは、仲間はずれになる」「通信使料など家計の負担が増した」「パソコンと違って、どこでも利用することができ、子どもの利用内容の監視ができない」「町全体(学校全体)で統一的な方針をとられれば、持たせないと思う」などのような意見も聞きました。

そのことから、保護者にアンケートを実施し、その結果をふまえ、川辺町独自の子どもを守る方策はないでしょうか。例えば極論かも知れませんが、「川辺町の小・中学生にはスマホは持たせない」など。当然、災害時などの連絡手段や、子ど

もの成長後の（高校・大学・社会人になったとき。）課題もあります。が、教育長の考えを伺います。

答 子どもを守る運動をさらに広めていく

【教育長】

ケータイやメールやSNS（ソーシャルネットワークキングサービス）等のツールは、通信や情報収集に適切に使用すれば便利この上ないものですが、判断力や選択能力が十分育っていない子どもたちが、その使用を誤ったり、大人の犯罪に巻き込まれたりするケースが広がっています。また友達どうしのトラブルに発展したり、いじめを生み出し助長する場合も耳にしています。特にスマートフォンに関して、子どもたちには必要であるかとの疑問を持たざるを得ません。諸事情で

購入し与えるとしても、フィルタリング機能を徹底すべきと考えます。しかしながら、子どもが親の願いに応えず、また親が子どもの言いなりになっていくケースもあるようです。

平成25年12月に総務省が「青少年のインターネット等の利用状況調査」を行いました。川辺町でも同様な調査を行った結果、川辺町内小学校高学年の携帯電話及びスマートフォン所有率は34・1%、このうち49・0%がスマートフォンを所有しています。中学生の状況は、携帯電話およびスマートフォン所有率は41・8%、このうち78・0%がスマートフォンを所有しています。

この現状に眼を向け、川辺町ケータイ・メール・SNSから子どもを守る、いじめをなくす運動を始めています。趣旨は

i 平成26年8月に開催した「小中サミットいじ

め0宣言」を発展深化させる

ii 中学生の「自主」「自立」「自治」の精神を高める

iii 中学校生徒会の動きを保護者が応援し一体となった取組にする

iv 中学校に留めず小学校にも広げて、学校・保護者・地域が一体となった全町としての気運を高めていく

ことです。流れや運動は

・川辺中学生徒会がケータイやメール等の使用に関する宣言や運動を起しました。



① メールや掲示板に悪口を書かない

② 写真をネット上に載せない

③ 夜9時以降のケータイ

などの使用は控える

・これを受けて川辺中学校のPTAの皆さんが運動の応援団を結成することとします。

・校長会では4校共通で取り組む重点を決定します。

・町内小学校の連合PTAに応援団結成依頼をしたいと思っています。

・川辺町連合PTAで、ケータイやメール等の使用制限運動を、保護者の立場からサポートする運動をお願いしていきます。

・青少年育成町民会議総会で「青少年部会」

「家庭部会」を中心にサポート運動の支援をお願いできたらと思います。

この運動は、仮称「かわKMS9運動」です。Kはケータイ、Mはメール、SはSNSで

す。9とは義務教育の「9」、午後9時の「9」、9つの重点の「9」です。

9つの重点運動は川辺中学生徒会の3重点に加え、例えば

(PTA案として)

④ ケータイ、スマホは必要がない限り購入しない

⑤ ケータイ、スマホを購入するときはフィルタリングをかける

⑥ ケータイ、スマホは9時をめぐりに10時以降親が預かる

(学校案として)

⑦ ケータイ、メール、SNSを中心に情報教育を強化する

⑧ ケータイ、メール、SNSによるいじめ防止を徹底する

⑨ ケータイ、メール等の使用制限運動を全校全力で支援する

の9つの運動です。

今後子どもたちの健全育成に向けて力を入れていきたいと思っています。

平成24年第1回定例会

岩田龍典議員

問 中川辺駅に西乗降口を

再度協議する

考えはないか

中川辺駅は、加治田踏切と関街道踏切の間にあり、現在改築が進められています。

駅を利用する際、国道41号線から駅構内へ進入する場合は駅前に信号機もあり安全に利用することができですが、駅の西側（大北側）から利用しようとする、駅の位置的な問題から、加治田踏切または関街道踏切を利用して駅の正面側まで回り込んで利用しなくてはなりません。相当の距離を迂回しなくてはならず、駅の利用について不便を生じている状況です。また、加治田踏切は国道と踏切との高低差もあり、大型車では利用できないなどの問題もかかえております。

での一般質問の中で「能田側からの一部開放を申し入れたが、管理面から認められない」との回答があった」との答弁をいただきました。答弁では平成19年度にJRに申し入れを行ったとのことでしたが、当時から駅の西側の状況は大きく変わってきており、バイパスの開通や駅西側地域での新築住宅の増加など駅周辺の土地利用状況が変化の兆しを見せております。

JR高山線は、長きにわたって町の発展に寄与してきた重要な交通インフラであります。自動車の利用が一般化した現在では、JRの利用者が減少してきたのも時代の趨勢として受け止めなければならぬかもしれません。が、やはり公共交通機関は地域の発展には不可欠のものであると私は考えます。駅があるからこそ、利用する方があり、その回りに住宅地が發展していく。JR高山線は町を2分する形で走って

おり、2分する形が現在にいたって町のさらなる發展の足かせとなっており、公共交通機関としてJRが縦断しており、そのほかにも地方主

要道が町内を通って各地と結ばれている、非常に恵まれた地域であります。その中で、中川辺駅西側の状況は、まさに市街地が發展していく黎明期ともいえる状況であります。地域の發展に対して町がテコ入れすべき時が今であると感じております。駅西側地域としては道路の問題、農地との兼ね合いなど、他の課題も多々あるかとは思いますが、ここでは中川辺駅西側からの駅利用についてお尋ねするところであり、以前いただいた答弁の中には、「ホーム通路を兼ねた跨線橋であれば検討の余地もある」との回答がありました。が、ある程度の財政負担も覚悟で駅の東と西を結ぶ手段を考えていくことはできないか。西側から中川辺駅を利用するのに必要な条件とは何かをJRと再度協議する考えはないかお聞きします。



(中川辺駅西側)

答 引き続き要望 を行っていく

【企画まちづくり課長】

川辺町は高山本線、国道41号、可児金山線、そして美濃加茂バイパスの供用に伴い、南北軸については、非常に利便性が高まっています。しかしながら、高山本線、それに平行して築造された国道41号、また飛騨川と

うに、独自に跨線橋を設置し自由通路として活用する方法があります。美濃太田駅の跨線橋は、駅の南北地区の商業施設等の進展を見据え、自由通路として、美濃加茂市が通路部分の建設に対する費用負担を行い、かつ、通常の清掃業務やエレベータ、エスカレータの管理を行うといったランニングコストも負担しています。

しかし、多額の費用が必要な点、JR敷地と町道が平行している現況から、川辺町では、独自の跨線橋を設置することは困難であります。

最も簡便な方法は、中川辺駅西側出入口を設置し、若しくは西側の一部を開放し、現況のJR跨線橋を活用する方法であります。この点については、JRに対して幾度も要望してまいりましたが、管理面、安全面から認められないとの回答でございました。ただ、現実的には、この方法が費

このような状況において、「西側から中川辺駅を利用するのに必要な条件」を考えてみたいと思います。

例えば美濃太田駅のよ

用面でも、駅を活用する観点からも最良であると考えており、引き続きJRに対して要望してまいりたいと存じます。

東西軸の利便性、安全性の確保は必要であります。今後も高山線強化促進同盟会、岐阜県鉄道問題研究会を通じて、「関街道踏切、第1加治田踏切の警報時間の短縮」、「中川辺駅西側出入口の設置」、「美濃太田から下麻生間における列車増発」、「関街道踏切の改良」を粘り強く要望していきます。

特に関街道踏切の改良につきましては、東西のアクセスの要所として、安全、安心して横断できるよう、早期に改良されるよう、岐阜県に対しましても要望しておりますので、ご理解をお願いします。

佐伯雄幸議員

問 ポート王国かわべを実現する事業を

希望を持った

検討を望む

今、我が国にはさまざまな王国をうたった町づくりがなされています。

例えばおもちゃ王国、まんが王国、りんご王国、光の王国など。実際の国家でいえばブータン、タイ、トンガ、デンマーク王国などがあります。王国とは王が支配している国、ある方面で大きな勢力を持つて栄えている国家、地域、団体、組織ということになります。

我が町でもポート王国を平成8年から発信開始しています。あれから18年、色々なポート競漕、マリンスポーツイベントなどが行われ、平成24年度には国体ポート競技会の会場となり、川辺町の名を多くの町外の皆さんに知っていただきました。

た。

平成8年3月策定の第3次総合計画に「ポート王国かわべ」づくりがあります。施策の要点として「総合的な環境整備事業を推進し、より高い文化的、娯楽的要素に富んだ地域空間として発展させ、町内外に名をはせるポート王国かわべを築きます」とあります。現状を考えてみますと王国は川辺町のどこにあるのか、王様、家臣はどこにいるのか、疑問に思うところであります。今、国では地方創生、地域に活力を、そして地域の事情にあった事業を自治体为主导で行えるさまざまな施策を整えています。そこで、今こそ川辺町に地域に密着して栄えていくような真のポート王国を作り、さまざまな人々が川辺町に來られたときの宿泊施設、ポート競漕に來られた選手の宿泊または強化選手の合宿、ポートだけに限らず飛騨川めぐりの拠点、夏には若者

が集う川遊び、道の駅など考えてみれば色々な事業が生まれてきます。それでは、どこに王国を築くのか。それは前にも質問がありました比久見地区の工場跡地です。町長は、「熟度が低く、又、賃貸という所有者の意向もあり、長期的に借り受ける計画は現在ございません。ただ、所有者の企業誘致活動にはできるだけ協力させていただく」という回答でした。いつまでこの状態が続くのか、この土地は町の中央にあり、町の発展に欠かせない用地です。この土地の利用をいつやるの。『今でしょ』ではないですか。ポートを通して川辺町の発展、活性化に力を注いでおられるチームの方々もおられます。有望な職員の力をもってプロジェクトチームを作り、実現不可能と思われることでも希望を持って検討を始めることが、今の川辺町にとって一番重要なことではないでしょうか。

うか。できない理由を探すことはたやすく、できることの種を探すことは難しいです。川辺町の発展、活性化、将来像は

悲観的な推測に立って、できない理由を探してはならないと思います。町長の考えをお伺いします。



(清流レガッタ)

答
今後熟考して
いくべき課題
である

町長

「ボート王国かわべ」づくりは、川辺ダム湖をまちのシンボルとし一層の魅力化、個性化を図る必要があります、ダム湖周辺整備事業との整合を図りつつ、多目的に利用できるように漕艇場関連施設や広場等の整備を総合的に行い、全国レベルのボート大会や、住民総参加による交流レガッタ、花火大会等を開催することとして、平成8年度からの川辺町第3次総合計画基本計画に位置づけされました。

とができ、現在はアジアジュニア選手権の誘致に動き出しているところですので。

さて、比久見地内の工場は、昭和43年に完成後、廃業まで約30年間操業され、現在も賃貸の事業用地として保有されており、町もイベント等でお借りしております。

この工場跡地は、町のほぼ中央にあり非常に交通アクセスが良い場所であります。また、敷地面積も2万5千平方メートル程と広大であり、景観的にもダム湖を一望できる敷地です。

ご質問では、「ボート王国かわべを実現する事業のために、この工場跡地の利用を」とのことですが、経緯、立地条件、将来を考えますと、企業・商業施設誘致もしくは町の施設として有効利用し、活力の発生源、拠点となるようにしたい気持ちはあります。ご提言いただいています施設整備もその可能性を秘めた

事業とも思います。

しかしながら、一つの例で、強化選手を迎えられるトレーニング施設を備えた宿泊施設については、まさに「ボート王国」に相応しい施設だと思いますが、建設費に加え、経営面で大きなリスクを伴うと考えられます。一般的なホテル経営では70%程の稼働率が採算ラインと言われています。第3艇庫の稼働率をみると、部屋の稼働は約10%程度で、ベッドの稼働率となるとさらに低く6%となっています。

また、当面は防災、減災対策や老朽化した施設の維持補修など、多額の経費を伴う事業が山積しております。

このことから、この度、ご提言いただきましたことにつきまして、今後、熟考してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

事業とも思います。

矢田宗雄議員

問
消滅可能性自治体への危惧

若年層に魅力ある

町づくりが必要

人口の将来推移の把握は、町民の生活の質の維持・産業・雇用・福祉・教育など町の政策にとって大変重要です。少子高齢化が叫ばれ、私達の町も子供が少なくなり、高齢者ばかりになるだろうとの認識はありました。その高齢者も団塊世代が峠で減少に転じ、人口総数が減っていきま

す。今年5月に日本創成会議が発表した、消滅可能性都市896は私達に衝撃を与えました。2010年から2040年までに、人口再生産力の有る20歳から39歳までの、若年女性の減少率を表し、50%を超える自治体、896自治体を消滅可能性都市として発表しました。

答
国の総合戦略を注視し政策を立案していく

町長

70%を始め5つの町村がこの中に入り川辺町42%、坂祝町38%となっています。坂祝町の雇用条件、地理的な優位性は特別として、川辺町の42%は、はなはだ不安を感じます。これは若い人の移動を考えた場合、病院・ショッピング・働き場などを考慮した時、可児市・美濃加茂市に近く土地に割安感のある川辺町を選ぶ事は十分考えられます。このダムの要因が決壊した場合川辺町も消滅可能性団体に入ってしまう可能性があるからです。

今こそ若年層に対し魅力ある町づくりが必要であると考えますが、町長の、この発表に対しての感想と若年層を呼び込むための政策として、今やっている事業だけで本当に大丈夫だと考えているのかどうか伺います。

平成26年5月に日本創成会議・人口減少問題検討分科会が「ストップ少子化・地方元氣戦略」の中で、地域間の人口移動が将来も収束しないと仮定すると、2040年には若年女性が5割以上減少する、いわゆる消滅可能性都市は、全国で49・8%にあたる896団体と発表されました。川辺町の若年女性減少率は、消滅可能性都市ではないものの42・3%で639人、総人口は7927人になるとの推計となっています。可茂管内では、2市、川辺町、坂祝町、御嵩町を除く、5町村が消滅可能性都市になるとのことでした。

はじめに、この発表に対しての感想ですが、第5次総合計画の目標人口を算定する際や様々な情



報で人口減少、少子高齢化が進行することは認識していましたが、正直、「これほどまで減少するのか」と衝撃を受けたことは、議員同様でした。また、人口の流出がさらに進めば、川辺町が消滅可能性都市となってしまう恐れがあるとの認識も、同様です。

そこで、「これを阻止する若年層を呼び込むための政策についてどう考えているのか、今やっている事業だけで本当に大丈夫なのか」との質問ですが、若年層が「住んでみたい」、「住み続けたい」と実感できる政策が必要と考えておりま

す。そのためには、財政状況を勘案した上で、「安心して子どもを生み育てることができ環境」、「魅力あるまちづくり」、「雇用対策」が必要と考えております。

「安心して子どもを生み育てることができ環境」では、出産育児奨励金制度、中学生までの医療費の無料化、定住促進助成金など財政支援を継続しつつ、平成27年度からの「子ども・子育て支援事業計画」の推進、保育所、学校施設の耐震化、通学路の安全対策、親子教室の建設など保育、教育環境の整備を進めていきたいと考えています。

「魅力あるまちづくり」では、清流飛騨川の特性を活かした、小中学生の特色ある授業の展開はもとより、みのかも定住自立圏共生ビジョンを活用した、名古屋交流拠点事業への参加、ボート王国プロジェクト事業への補助、アジアジュニアボート選手権の誘致など地域の特性を活かした事業の推進を図ります。

「雇用対策」については、産業立地や町企業立地促進条例の見直しについて、引き続き、検討していかなければと考えております。

今後ですが、国においては、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法案」が成立、公布され、「まち・ひと・しごと総合戦略」が示される予定となっており、この戦略についても、注視しつつ、政策立案に努めていくこととしております。

問 人工芝テニスコート整備方針を問う

部活の実績、テニスへの関心に答えられないか

文部科学省はスポーツ振興基本計画の中で、生涯スポーツ社会の実現に向け、成人の50%の人が週1回、運動やスポーツを行うことをひとつの目標としました。また、日本体育協会の21世紀の国民スポーツ振興方策では、国民の過半数が、週1回以上の継続的なスポーツ活動を実践している状況を生涯スポーツ社会の具体的なイメージ像のひとつに掲げています。

今、子どもたちの体力・運動能力の低下や他人とのコミュニケーション力の低下による社会性の欠如が指摘されています。また、子どもを巡る昨今の状況は、いじめ、不登校、引きこもり、少年犯罪の増加やその凶悪

化など、様々な問題が発生し、深刻な社会問題となっています。

これらの問題を鑑みて、岐阜県教育理念として未来を担う子どもたちに、清流スピリット（ふるさと岐阜への誇りと愛着をもち続けながら、清く、優しく、たくましく生きていくこととする心）を育んでいくとともに、3つの力（自立力・共生力・自己実現力）をバランスよく身に付けさせ、「スポーツ王国・ぎふ」として県民の日常生活の中で自主的・継続的にスポーツ活動に親しみ、明るく豊かな生活を営むとともに、様々なスポーツにおいて、全国的・国際的レベルの競技力を備え、チームや選手が自己の可能性に挑戦し、活躍する姿を目指しています。

我が川辺町においても第5次総合計画において・目標値として、スポーツ・運動を定期的に行っている人の割合を

平成31年12%、平成36年14%と設定

・ジュニア選手の競技力向上を図るとともに、町、県、国の代表選手として活躍する選手への支援の推進としていきます。

中学校のテニスコートを見ると、ラインを止める釘が抜け、所々めくれあがって練習中につまずく等、安全なテニスコート環境とはいえません。また、近頃の公式戦の会場は砂入人工芝のテニスコートで実施されて、中体連など試合が近づく近隣市町村の砂入人工芝のコートを借りて練習をしています。そんな中でもここ数年市郡大会、地区大会を勝ち抜き県大会常連校としてがんばっています。昨年度は東海大会へ出場した選手も出ています。町内に砂入人工芝のテニスコートを作る考えは無いか伺います。

答 諸課題があり、 今後計画を検 討していきたい

【教育課長】

スポーツの振興につきましてはスポーツ基本法において「成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人」が政策目標に掲げられています。

この法律では、「国民が生涯にわたってあらゆる機会と場所において、自主・自立的に適正や健康状態に応じてスポーツを行うことができるようにする」など8つの基本理念をはじめ、国や地方公共団体の責務なども規定されています。

地域のスポーツの重要性については、一部の人の単なる体力向上だけでなく、子供からお年寄りまですべての住民の方々が何らかのスポーツを行うことを習慣づけることによって健康な生活を行うことができ、ひいては町の活性化につながるも

のと考えております。

町においては、第5次総合計画における主要施策として「ダム湖を活かしたスポーツの推進」「トップアスリートの支援」のほか、関連施策として「生涯スポーツの推進」を掲げており、多く

の町民がスポーツをとおりした体力・健康づくりに取り組めるよう環境の整備を進めていくことにしています。

さて、町では社会体育施設として、B&G体育館、プール、山楠グラウンドを設置し、学校施設



(中学校テニスコート)

の解放もしておりますが、テニスコートは残念ながら1カ所もなく、川辺中学校専用のコートが4面（うち、グリーンサンドが2面）のみとなっております。

郡内町村における社会体育施設としてのテニスコート保有状況を調べますと、規模の大小、材質の違いはありますがほとんどの町村が保有をしています。

本町在住の硬式、軟式併せたテニス愛好者の方が、近隣自治体の保有するテニスコートを利用されていることは承知しております。テニスは幅広い年齢層の方々が楽しめるスポーツであり、設置を望む声もあり本町にも設置できればと考えております。

現在のテニスコートの主流は人工芝のコートですが、コートの設置につきましては
・住宅地から少し離れた場所
・公式競技ができるコート2〜4面と付

属施設および駐車場の確保できるスペースが必要であること

・多額の整備費用と維持管理費用が必要であることからある程度の利用人数が見込めること
・などクリアしなければならぬ課題もたくさんあります。

設置計画については、今後十分に検討する必要がありますと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。なお、中学校のテニス部につきましては、中学校体育連盟の大会等におきまして優秀な成績を収めるなど、非常に頑張っております。コートラインのめくれや釘が抜けておりますことにつきましては、部活動の範囲にて日常管理（ブラシかけやラインの補修）を行ってもらい、経費の必要な整備については設置者の責任で行うなど、良好な環境を保っていくようにしたいと思っております。

編集後記

青色発光ダイオード（LED）の発明により天野、赤崎、中村の3人がノーベル物理学賞を受賞されました。年の暮れにはLEDによる夜間照明が日本中を明るくし一躍脚光を浴びました。

これとはちょっと違いますが、議会で実施した住民アンケートで要望の多かった夜間会議を25年9月定例会から1年間、計4回開催しました。結果的には傍聴者も少なく、止むなく26年9月定例会から昼間の会議に戻したところです。今回の12月議会では川辺北小学校の児童17名と先生が傍聴されました。貴重な体験をされたことでしょう。

3月議会は町長から提案される新年度予算を町民の立場になって審議せねばと心を引き締めているところで